認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について

税目	平成 27 年度税制改正内容
固定資産税、 都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の 1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産 に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を 講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の 用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登 録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業 に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

- ※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、 他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等である。
- ※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業 の例も踏まえ、消費税を課税。

1 固定資産税、都市計画税

(概要)

社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る 固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

- 〇地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)
 - (変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)
- 第三百四十九条の三(略)
- 3 3 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格(<u>第三百四十九条の三</u>第十項から第十二項まで、第二十三項、第二十四項、第 二十六項、第二十八項又は第三十項から<u>第三十三項</u>まで<u>の規定の適用を受ける土地</u> 又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条(第三項、第八項及び第九項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

〇地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)

(法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者)

第五十二条の十の十一 <u>法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める</u> 者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生 活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

2 不動産取得税

(概要)

社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

〇地方稅法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)

(不動産取得税の課税標準の特例)

第七十三条の十四

- 1 4 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。
- 〇地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)

(法第七十三条の十四第十四項の政令で定める者)

第三十九条の二の三 <u>法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令で定める者</u> <u>は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活</u> 協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

3 事業所税

(概要)

認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

〇地方税法

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 (略)

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、<u>事</u>業所税を課することができない。

- 十の七 <u>第十号から第十号の四までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一</u> 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの
- 〇地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号)

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

- 第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第十号の七に規定する<u>政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条</u>第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業(中略)、<u>同条第三項</u>第一号及び<u>第一号の二に掲げる事業</u>(中略)とする。
- 〇社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)

第二条 (略)

- 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
 - 一の二 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号) に規定する認定生活 困窮者就労訓練事業

4 登録免許税

(概要)

生活困窮者自立支援法の認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する 登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する

〇登録免許稅法 (昭和四十二年法律第三十五号)

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 (略)

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる 登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定があ る登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許 税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表(第四条、第三十三条関係)

+ 一 社会福祉法第二条第一項(定義) **社会福祉法** 第三欄の第一号又は第二号 (昭和二十 の登記に該当するものである 社会 に規定する社会福祉事業の用に供す る建物の所有権の取得登記又は当該 ことを証する財務省令で定め 福祉 六年法律第 法人 四十五号) 事業の用に供する土地の権利の取得 る書類の添付があるものに限 登記 る。 二 (略)

5 消費税

(概要)

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産

の譲渡等を除外する。

- 〇消費税法(昭和六十三年法律第百八号)
- (非課税)
- 第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、<u>別表第一に掲げるものには、消費</u> 税を課さない。

別表第一 (第六条関係)

- 七 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該当するものを除く。)
 - 口 社会福祉法第二条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法(平成 七年法律第八十六号)第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業として行 われる資産の譲渡等(社会福祉法第二条第二項第五号若しくは第七号に規定す る障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に 規定する認定生活困窮者就労訓練事業(中略)において生産活動としての作業 に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。)